

整理番号：4-2

提言題名：白山陸橋下の広場における球技の禁止および看板等による明示について

【提言の要旨】

白山陸橋下の広場における球技の禁止および看板等による明示を要望いたします。

以前「白山陸橋の下で子供たちがバットとボールを用いて野球を行っており、

- ・周辺駐車場に駐車をしている車両にボールが当たる
- ・周辺住民の方へボールが当たりかける

といった被害を目撃したため、管理課様にご連絡をさせていただき、「球技禁止」看板設置等の対応を求むご連絡をさせていただきました。

→白山陸橋については「スケボー禁止」の看板が既に敷設されており、広場の面積や「住宅街の中心」といった環境から球技禁止が不適切であるとは思えないため、上記要望を伝えさせていただきました。

その際「現地に居た子供たちには注意をしたから、しばらくは様子を見る」といった場当たりのご対応をいただきました。

本日（10/31）再び周辺駐車場に停車している車にバットで打ったボールが直撃している場面を目撃しました。幸い乗車していた女性の方にケガはなく、車への被害も大したことが無かったため、トラブルにはなっていませんでした。

女性の方に注意された後にも野球を続けていたことから、今後も続けるのでしょうか。

この陸橋の近隣には、小さい子供を連れてお散歩をしている保育士さん、お父さんお母さんをよく見ます。

上記を踏まえた上で、場当たりの対応ではなく、適切な"管理"をお願いいたします。

長文失礼いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

（令和5年11月受付）

【回答の要旨】

11月15日に改めて現地確認をさせていただいた際に野球道具を持った子供達が3名自転車できました。話を伺うと通常は5、6名でこの白山陸橋下にてほぼ毎日、野球をするという事であった為、周辺の方々への被害状況を話したところ、子供達もそのような事実があった事を認めた事から周辺の方々へ迷惑をかけるボール遊びについては、禁止するよう指導いたしました。また、同日当該箇所での球技禁止について、教育委員会を通じて隣接する学校から保護者へも周知していただくよう依頼しました。

今後は、看板等の設置も予定しております。

何卒、ご理解いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（管理課 令和5年11月回答）

その後、白山陸橋下の広場における球技の禁止については、令和5年12月に看板設置を完了しました。